

南紀熊野ジオパークホームページリニューアル業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

本要領は、南紀熊野ジオパーク推進協議会（以下「協議会」という。）が実施する「南紀熊野ジオパークホームページリニューアル業務」を委託する者を選定するために行う、公募型プロポーザルの実施に必要な事項を定める。

1 概要

- (1) 委託業務名
南紀熊野ジオパークホームページリニューアル業務
- (2) 契約期間
契約締結の日から令和2年3月31日まで
- (3) 業務の内容
別紙仕様書のとおり
- (4) 契約書
委託先として選定した事業者に対して別途作成する。
- (5) 委託上限額
4,200,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 委託業者の選定

- (1) 選定方法
上記委託業務に係る企画提案書とプレゼンテーションによるプロポーザル
- (2) 参加資格要件
本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たす者とする。
 - ア 県内に本店、支店その他事業所等を有する者
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - ウ 地方自治法第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - オ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人又は団体でないこと。
 - カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団若しくは暴力団構成員の統制の下にある者でないこと。
 - キ 和歌山県が行う一般競争入札等に関する参加資格を停止されていない者であること。
 - ク 国税（消費税及び地方消費税）及び都道府県税について滞納がないこと。

3 スケジュール

項目	日程
仕様書等に関する質問受付	令和元年11月11日（月）まで
質問への回答	令和元年11月13日（水）
参加表明書提出受付	令和元年11月15日（金）まで（必着）
企画提案書類提出受付	令和元年11月21日（木）まで（必着）
プロポーザル審査会	令和元年11月25日（月）（予定）
審査結果の通知	審査会の翌日以降に速やかに行います。

4 質問

プロポーザル参加に当たって質問事項がある場合は、質問票（様式1）を期限までに提出すること。

(1) 受付期限

令和元年11月11日（月）まで

(2) 受付時間等

土日・祝日を除く日の9時から17時45分までの間

(3) 受付場所

10に示すとおり

(4) 提出方法

持参、郵送又はFAXにより上記の受付期限及び受付時間内必着にて提出すること。
なお、郵送又はFAXの場合は、当協議会へ電話連絡を行い受領確認を行うこと。

(5) 回答

質問に対する回答は、令和元年11月13日（水）に協議会ホームページに掲載する。ただし、その内容が軽微なものについては、協議会事務局担当者の口頭による回答のみとすることができる。

なお、企画提案書の記載内容及び評価基準に関する質問、他の応募者からの企画提案書等の提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げるおそれがあるため受け付けない。

5 プロポーザル参加表明書の提出

プロポーザルに参加する意思のある事業者については、プロポーザル参加表明書（様式2）を期限までに提出すること。

(1) 提出期限

令和元年11月15日（金）まで

(2) 提出時間等

土日・祝日を除く日の9時から17時45分までの間

（最終日にあっては17時00分まで）

(3) 提出場所

10に示すとおり。

(4) 提出方法

持参、郵送又はFAXにより上記の受付期限及び受付時間内必着にて提出すること。なお、郵送又はFAXの場合は、当協議会へ電話連絡を行い受領確認を行うこと。

6 企画提案書等の提出

(1) プロポーザル参加事業者は、次に掲げる書類を期限までに提出すること。ただし、企画提案書等の提出日において、「和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要項」第3条に定める入札参加資格を有する者は、キ〜スの書類の提出を省略することができる。

ア 提案申請書(様式3) 1部

イ 提案者の概要書(様式4) 7部

ウ 業務実績調書(様式5) 7部

※実績を証明する書類(契約書の写し等)を添付すること。

エ 業務実施体制及び実施スケジュール(任意様式) 7部

オ 企画提案書(任意様式) 7部

カ 見積書(任意様式) 7部

キ 誓約書(様式6) 1部

ク 役員等に関する調書(様式7) 1部

ケ 財務諸表等(法人にあっては財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書又はこれに準ずる書類(直近1年分)、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し(直近1年分))

コ 法人にあっては定款若しくは寄付行為及び法人登記事項証明書又はこれらに準ずる書類、個人にあっては住民票 1部

サ 使用印鑑届(様式8) 1部

シ 消費税及び地方消費税の納税証明書 1部

ス 県税(法人税又は個人事業税、法人県民税、自動車税等)の納税証明書 1部

(2) 提出期限

令和元年11月21日(木)まで

(3) 提出時間等

土日・祝日を除く日の9時から17時45分までの間

(最終日にあつては17時00分まで)

(4) 提出場所

10に示すとおり。

(5) 提出方法

持参又は郵送(FAX不可)により上記の受付期限及び受付時間内必着にて提出すること。なお、郵送の場合は、当協議会へ電話連絡を行い受領確認を行うこと。

7 企画提案に際しての注意事項

- (1) 企画提案書はA4判、左綴じ、オールカラーで作成すること。
- (2) 提案内容は、別添仕様書に基づいて作成すること。
- (3) 企画提案書には、少なくとも次の事項を含むこと。
 - ア 現行ホームページの現状分析と課題
 - イ 本リニューアル業務の取組方針
 - ウ ホームページの全体構成（サイトマップ）
 - エ トップページ及び各ページのデザイン案
 - オ 導入するCMSの機能
 - カ セキュリティ対策の内容
 - キ 英語及び中国語（簡体字）のネイティブチェック実施方法
- (4) 見積書には、積算項目ごとの内訳書を添付し、積算内容が詳しくわかるようにすること。
- (5) 見積書は、消費税及び地方消費税を含む額とし、当該消費税及び地方消費税の額を明記すること。
- (6) 次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。
 - ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
 - イ 本実施要領に違反すると認められる場合
- (7) 企画提案書等の作成、提出、選定委員会への出席など企画提案に要する経費については、全て提案者の負担とする。
- (8) 提出された書類は、採択を行う作業に必要な範囲において複製することがある。
- (9) 一度提出した企画提案書は、これを書換え、引換え又は撤回することができないものとする。

8 審査に係る事項

(1) 審査方法

審査は、協議会が別に定める委員による組織された審査会において、提案書によるプレゼンテーションに内容を審査し、競争性・透明性の確保に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を審査・採点し、審議の上、契約候補者を選定する。

(2) 審査会

ア 開催日時：令和元年11月25日（月）（時間については、提案者に別途通知）

イ 開催場所：和歌山県庁本館4階 4-B会議室（和歌山市小松原通1-1）

ウ 企画提案の所要時間：各参加者30分以内

（プレゼンテーション20分、質疑10分）

エ 注意事項

- ・審査会への参加人数は、1提案者当たり2名までとする。
- ・事前に提出のあった企画提案書をもとにプレゼンテーションを行うこととする。
- ・提案者は、他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。
- ・指定の時間に遅れた場合は、審査対象としないものとする。

(3) 決定方法

- ア 審査の結果、最高評価点を得た提案者を契約候補者として選定する。なお、最高得点の者が複数の場合は、審査会において合議により決定する。
- イ プロポーザル参加者が1者の場合、企画提案書等の審査により選考するとともに、業務を適切に実施できると判断した場合は、当該参加者を契約候補者として選定する。
- ウ 審査結果は、審査会の翌日以降に速やかに参加者に書面で通知する。

(4) 審査項目

- ア 構成及びデザイン
 - ・事業目的や南紀熊野ジオパークのコンセプトを十分理解した構成及びデザインとなっているか
 - ・利用者の見やすさ、使いやすさが考慮された構成及びデザインとなっているか
 - イ 企画提案力
 - ・具体的かつ実現性の高い提案となっているか
 - ・仕様書に記載されていない活用可能な提案や独創的な工夫があるか
 - ウ 維持管理
 - ・専門知識のない職員でも容易に情報の更新を行えるか
 - ・セキュリティ対策は万全であるか
 - エ 業務遂行能力
 - ・提案内容を確実に履行する体制か
 - ・本業務に類する業務の実績は十分か
 - ・適切なネイティブチェックが可能か
 - オ 経費積算の妥当性
 - ・提案内容に対して、見積経費は妥当な金額となっているか
- ※なお、審査会において必要と認める審査項目を追加する場合がある。

9 契約

- (1) 契約候補者と協議会が協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。なお、契約候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会で次点となった者と契約内容について協議を行った上で契約を締結するものとする。

(2) 提案内容の変更等

企画提案書は、提案者の企画力等を判断し、契約候補者を選定するためのものであり、委託内容、経費等については、委託者との協議により、修正・変更を行った上で契約する場合がある。

10 関係書類提出場所（問い合わせ先）

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

南紀熊野ジオパーク推進協議会事務局（和歌山県庁自然環境室内）

担当：浦地 電話：073-441-2690（直通） F A X：073-433-3590

11 その他留意事項

- （1）委託先として選定した事業者名を公表することがある。
- （2）審査内容は公表しない。また、審査内容及び評価決定についての異議申し立ては認めない。